

## 日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会学会賞規定

(目的)

第1条 この規程は、日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会会則第4条(4)に基づき設置する日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会賞に関し、必要な事項を定め、その適正な執行を確保することを目的とする。

(学会賞の目的、名称)

第2条 学会賞の目的は研究者を育成し、本学会の発展を図ることである。名称は日本耳鼻咽喉科免疫アレルギー学会奨励賞（以下、奨励賞）と称する。

(対象と受賞者数)

第3条 対象は当該年度に40歳以下の正会員のうち、当該年度の学術集会で「奨励賞応募演題(口演)」で優秀な発表をした者とする。受賞者数は、原則として各年度1名とする。

(副賞)

第4条 受賞者には表彰状及び副賞として奨励金を贈呈する。

(応募方法及び期間)

第5条 当該年度の学術集会で企画される「奨励賞応募演題」に評議員1名の推薦を記した申請書と抄録を選考委員長が定めた応募期間内に提出する。尚、1施設において複数名の応募はできないものとする。

(選考方法)

第6条 奨励賞の選考は次の通りとする。

- (1) 学術委員会で奨励賞応募演題の申請書と抄録を参考に1次選考（メール審議）を行い、奨励賞選考対象者12名以内を選出する。
- (2) 1次選考で選出された者は、学術集会において「奨励賞応募演題」の群で口演を行い、奨励賞の選考はその中から選考委員会の議を経て行う。

(選考委員会)

第7条 選考委員会の構成は次の通りとする。

- (1) 理事全員並びに当該学会会長とする。
- (2) 委員長は理事長がこれにあたる。尚、委員が関係する会員が応募した場合は、当該委員はその応募者の採点を行わないこととする。
- (3) 選考委員は、各口演について、科学的レベル、結論、将来的展望、発表態度、スライド内容の5項目に関し採点する。

(表彰)

第8条 受賞者には、理事長より表彰状及び奨励金を贈呈される。

(学会誌への投稿と掲載)

第9条 受賞者は、その内容を当該年度の学会誌に原著または総説として投稿しなければならない。投稿された論文は学会誌編集委員会の議を経て、掲載される。